

## 改正民法 251 条に対する林野庁の疑問

○ 第 251 条第 1 項中の「その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」について、建物の区分所有等に関する法律第 17 条を用例にされたものと理解しており、同法の法解釈や裁判例だけでは、共有物一般への適用を考えるにあたって、参考となる情報が不足していると感じられる。

そのような中、共有物である竹木の切除や、共有物である竹木が集団で生育した森林において、本条を適用する場合、どのような観点に留意すればよいと考えられるか、お教えいただきたい。

例えば、集団で生育した竹木を一定割合（本数比で 4 から 5 割）で伐採するなど、一見森林の形状の変化が大きく見える局面についても、その行為が森林を健全な状態へと誘導し、又は健全な状態に維持管理するための行為であると説明がつくものであれば、本条の適用範囲と言えるか。